

Ⅲ

1 統帥権とは軍隊の最高指揮権のことで、憲法に規定された天皇大権であり、各国务大臣の輔弼も及ばないとされた。統帥権は、陸軍の参謀本部、海軍の海軍軍令部が事実上輔弼し、これら軍令機関には、内閣の承認を経ずに天皇に上奏する帷幄上奏権が認められていた。2 1930年に浜口雄幸内閣が、海軍軍令部の反対を押さえてロンドン海軍軍縮条約に調印したことが問題化した。立憲政友会・軍部・右翼は、条約調印が天皇の統帥権の干犯としたのに対し、内閣は兵力量の決定は各国务大臣の輔弼事項であると主張した。元老西園寺公望や憲法学者美濃部達吉の支持もあり、条約は枢密院で批准されたが、浜口首相が右翼に狙撃された。3 1946年5月から、「平和に対する罪」に問われ、A級戦犯として起訴された戦争の最高指導者に対する極東国際軍事裁判が開かれ、48年11月に被告全員に有罪判決が下された。さらに、46年11月に戦争放棄・戦力不保持を定めた日本国憲法を公布した。

(4 0 0 字)

問 1 (1 2 2 字) 問 2 (1 6 5 字) 問 3 (1 1 3 字)